

リフォーム減税②

省エネリフォーム減税

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

..... 対象となるリフォーム工事

必須

居室の窓の断熱工事

床の断熱工事

天井の断熱工事

壁の断熱工事



内窓の設置

外窓の交換

ガラス交換



太陽光発電設備設置工事

高効率空調機設置工事

高効率給湯器設置工事

太陽熱利用システムの設置工事

■省エネ改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること

窓リフォーム例

1 内窓設置／マドリモ 内窓 プラマードU (YKK AP)



あっとい間のお手軽
施工で窓の断熱性が
高まり、住みやすさが
ぐんとアップ。

2 外窓交換／マドリモ 断熱窓 (YKK AP)



Before



After

概要

個人が自己の居住用の家屋について一定の省エネ改修工事を含む増改築等工事を行った場合、その省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額などが、その年分の所得税の額から控除できます。

これだけお得です

以下の控除額(アとイの合計額)が所得税から控除されます。

- (ア) 一定の省エネ改修工事額に係る標準的な工事費用相当額(上限250万円まで):10%を控除
- (イ) 以下の①、②の合計額((ア)と合計で1,000万円まで):5%を控除
 - ①(ア)の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち250万円を超える額
 - ②(ア)以外の一定の増改築工事等の費用に要した額((ア)と同額を限度)

このような方が対象です

- ▶ その者が所有し、かつ主として居住の用に供する住宅であること。
- ▶ 工事完了から6カ月以内に居住の用に供すること。
- ▶ 床面積が登記簿表示上で50㎡以上あること。
- ▶ 店舗等併用住宅の場合は床面積の1/2以上が居住用であること。
- ▶ 合計所得金額が3,000万円以下であること。

制度の
詳細

国土交通省
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

